甲信越信用組合健康保険組合	宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号
	山形県山形市本町二丁目一番九号
	福島県福島市栄町七番二十一号
	新潟県新潟市中央区上大川前通五番町八十四番地

○厚生労働省告示第四百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
丸紅健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝五丁目二十番六号	東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号	平成二十六年三月二十四日
三井物産健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号	東京都千代田区大手町一丁目三番一号	平成二十六年四月一日
日新製糖健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋小網町十四番一号	東京都中央区日本橋小網町十五番九号	平成二十六年四月四日
博報堂健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区神田錦町三丁目十二番地十	東京都千代田区平河町一丁目四番五号	平成二十六年四月七日
MBK連合健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内神田一丁目八番一号	東京都千代田区神田司町二丁目八番一号	平成二十六年五月一日
日新健康保険組合	主たる事務所	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十四番地	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地	平成二十六年五月七日
大阪府管工事業健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市北区天満三丁目四番十四号	大阪府大阪市北区東天満一丁目九番十号	平成二十六年五月二十六日
東京電力健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内幸町一丁目一番三号	東京都荒川区東尾久五丁目三十一番十一号	平成二十六年六月十六日
澁澤健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区永代二丁目三十七番二十五号	東京都江東区永代二丁目三十七番二十八号	平成二十六年六月二十三日
TSIホールディングス健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区麹町五丁目七番地一	東京都新宿区神楽坂三丁目六番	平成二十六年六月二十三日
内田洋行健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区深川一丁目十一番十二号	東京都中央区新川二丁目十二番十五号	平成二十六年七月十四日
ANAグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都大田区羽田空港一丁目七番一号	東京都大田区羽田空港三丁目三番二号	平成二十六年七月二十二日
システナ健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区潮見二丁目八番十号	東京都江東区青海二丁目四番三十二号	平成二十六年七月二十二日
三貴健康保険組合	主たる事務所	東京都台東区浅草橋五丁目二十五番十号	東京都北区赤羽西一丁目二十五番十号	平成二十六年七月三十一日
富士重工業健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区西新宿一丁目七番二号	東京都渋谷区恵比寿一丁目二十番八号	平成二十六年八月十七日
日本水産健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町二丁目六番二号	東京都港区西新橋一丁目三番一号	平成二十六年八月十八日
日本化薬健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区富士見一丁目十一番二号	東京都千代田区丸の内二丁目一番一号	平成二十六年八月十八日
シティグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都品川区東品川二丁目二十七番十四号	東京都新宿区新宿六丁目二十七番三十号	平成二十六年八月十八日
リケン健康保険組合	従たる事務所	東京都千代田区九段北一丁目十三番五号	東京都千代田区三番町八番一号	平成二十六年八月二十四日
国際自動車健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区東雲二丁目六番一号	東京都港区赤坂六丁目五番一号	平成二十六年八月二十五日
ユアサ健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋大伝馬町十三番十号	東京都中央区日本橋人形町三丁目六番七号	平成二十六年九月十六日
ダイワボウ健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号	大阪府大阪市中央区南本町一丁目八番十四号	平成二十六年九月十六日
住友倉庫健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市西区川口二丁目一番五号	大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号	平成二十六年九月十六日
あおみ建設健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区備後町二丁目四番六号	東京都港区海岸三丁目十八番二十一号	平成二十六年十月一日
三井製糖北糖健康保険組合	主たる事務所	千葉県市原市八幡海岸通二番地十六号	東京都中央区日本橋箱崎町三十六番二号	平成二十六年十月一日
田辺三菱製薬健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区平野町二丁目六番六号	大阪府大阪市淀川区加島三丁目十六番八十九号	平成二十六年十月一日
宇部興産健康保険組合	主たる事務所	山口県宇部市浜町二丁目十一番十二号	山口県宇部市相生町八番一号	平成二十六年十月十四日
百五銀行健康保険組合	主たる事務所	三重県津市丸之内九番十八号	三重県津市船頭町津興千六百九十五番地七	平成二十六年十一月二十五日
丸八真綿健康保険組合	主たる事務所	静岡県浜松市南区小沢渡町千五百三十三	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番十二	平成二十七年四月一日

○農林水産省告示第千六百五十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

「年九厘」を「年八厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百五十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

「年八厘」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県埴科郡坂城町大字南条字陣場鳥越山一四二七の一（次の図に示す部分に限る。）、一四二七の三、字虚空蔵山三四八四の一（次の図に示す部分に限る。）、字太郎山四三〇一の一・四三〇一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字地主原山四三〇四の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）